

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和元年 6 月 21 日

南島原市長 松本 政博

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 31 道改第 7 号
- (2) 工 事 名 市道加津佐路木 1 号線道路改良工事
- (3) 工事場所 南島原市加津佐町乙
- (4) 工 期 令和 2 年 3 月 15 日 まで
- (5) 工事概要 工事延長 L=0(495)m W=4.0(5.0)m
擁壁工 L=110m(V=62m³) ブロック積工 A=690m²(L=309m)
カルバート工 L=14m 側溝工 L=418m
- (6) 入札回数 1 回
- (7) 入札保証金 南島原市契約規則による免除
- (8) 履行確実性評価価格 設定
- (9) 支払条件 前金払＋中間前金払又は部分払
- (10) 本工事は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成 25 年南島原市告示第 101 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 3 号に規定する事前審査型入札である。
- (11) 本工事は、入札時に企業の技術力に係る資料の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、特別簡易型を適用した工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書（以下「共通事項書（特別簡易型）」という。）2 の（1）に定める要件を満たす者で、公告の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件をすべて満たし、さらに当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者であること。ただし、配置技術者の専任が必要な場合は、落札決定の日からとする。

| | |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設業の許可に関する条件 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。 |
| 営業所等の所在地、格付等級、年間平均完成工事高等に関する条件 | 南島原市の土木一式工事登録業者で次の条件を満たすこと。 1 南島原市格付等級が土木一式工事A 2 南島原市内に主たる営業所（本社）を有する者 |
| 同種工事の施工実績に関する条件 | 平成26年度以降に完成した公共工事（土木一式工事又は水道施設工事（管理設工事に限る。））の元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）としての施工実績があること。 （随意契約は除く。） |
| その他の条件 | なし |

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置技術者に関する条件 | 以下の条件をすべて満たす技術者を配置できること。 (建設業法第26条第3項に該当する場合は専任で配置) |
| 国家資格等 | 以下のいずれかの国家資格等並びに土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者 ①法による1級土木施工管理技士 ②法による1級建設機械施工技士 ③技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士 (ア 建設部門、イ 農業部門(選択科目「農業土木」)、ウ 森林部門(選択科目「森林土木」)、エ 水産部門(選択科目「水産土木」)、オ 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」)のいずれか) ④国土交通大臣が建設業法第15条2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。 |
| 工事経験 | 公共工事(土木一式工事又は水道施設工事(管理設工事に限る。))で500万円以上の元請工事の主任技術者(法第26条第2項に該当する場合は監理技術者)としての施工経験(工期の60%以上) |
| その他 | 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3カ月以上)にある者。 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3カ月以内に、長崎県内で発注された公共工事において、技術者の途中交代をした者でないこと。 |
| 経営事項審査の審査基準日 | 経営事項審査の審査基準日は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの間の基準日とする。 ただし、平成30年7月1日以降に南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱(以下「合理化対策要綱」という。)第10条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。 |

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、合理化対策要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿(以下「名簿」という。)に登載された営業所(以下「受任営業所」という。)とする。

なお、「営業所等の所在地、年間平均完成工事高、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「格付等級」とは、名簿記載の「格付等級」をいう。A等級については、合理化対策要綱第6条の表の技術者の欄の要件を満たさなくなった場合、B等級に降格する。また、B等級(降格した者を含む)については、年度途中の昇格はない。

(注3)「年間平均完成工事高」とは、経営事項審査の「年間平均完成工事高」をいう。

(注4)「工事成績評定」とは、南島原市工事成績評定要領(平成25年南島原市告示第102号)による「工事成績評定」をいう。

(注5)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。

(注6)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

ただし、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成26年3月14日付け25南管財第1071号)の規定に基づき兼務を認める場合を除く。

3 競争参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等として次の書類を提出すること。
共通事項書（特別簡易型）4（1）のア

4 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準及び配点

1 配置予定技術者の能力（評価点 9点）

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 配点 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----|
| 配置予定技術者の資格 | (資格の種類) ①法による1級土木施工管理技士 ②法による1級建設機械施工技士 ③技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士 ア 建設部門 イ 農業部門（選択科目「農業土木」） ウ 森林部門（選択科目「森林土木」） エ 水産部門（選択科目「水産土木」） オ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）のいずれか) ※ 上記①～③のいずれかの資格取得日から、競争参加資格確認申請書の提出期限日までの期間とする。 | 1級土木施工管理技士 又は1級建設機械施工技士資格取得後5年以上、技術士資格取得後3カ月以上 | 4 |
| | | 1級土木施工管理技士 又は1級建設機械施工技士資格取得後3年以上5年未満 | 3 |
| | | 1級土木施工管理技士 又は1級建設機械施工技士資格取得後3カ月以上3年未満 | 2 |
| | | その他 | 0 |
| 同種工事の施工実績 | 平成26年度から平成30年度までに完成した公共工事（土木一式工事又は水道施設工事（管理設工事に限る。））で元請けの主任（監理）技術者としての施工実績。ただし、工期に対する従事期間の割合が60%以上とする。 | 1件の最終契約額7千円以上 | 5 |
| | | 1件の最終契約額5千円以上 | 4 |
| | | 1件の最終契約額3千円以上 | 3 |
| | | 1件の最終契約額1千円以上 | 2 |
| | | 1件の最終契約額1千円未満 | 0 |

2 企業の施工能力（評価点11点）

| | | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 企業の工事成績 | 令和元年度南島原市工事成績点 平成29年1月1日から平成30年12月31日までに完成確認した南島原市工事（土木一式工事及び水道施設工事（管理設工事に限る。））成績評定平均点 | 75点以上 | 3 |
| | | 70点以上75点未満 | 2 |
| | | 65点以上70点未満 又は実績なし | 0 |
| | | 65点未満 | -1 |
| | 対象工種の工事表彰日から3年間は、工事成績評定平均点の配点に1点を加える（申請書の提出期限日時点で有効のもの）。 | 工事表彰受賞者 加算点 | 1 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---|
| 令和元年度受注高の状況 | 130万円以上の南島原市発注工事（土木一式工事及び水道施設工事（管理設工事に限る。））で （令和元年度発注工事当初契約額合計）÷（平成28年度から30年度までの年間当初契約額の平均）×100 （随意契約は除く。） （令和元年度発注工事当初契約額とは） 令和元年6月20日までに契約締結した工事の当初契約額をいう。 | 受注なし又は25%未満 | 4 |
| | | 25%以上50%未満 | 3 |
| | | 50%以上75%未満 | 2 |
| | | 75%以上100%未満 | 1 |
| | | 100%以上又は前年度までの3年間実績なし | 0 |
| 同種工事の施工実績 | 平成26年度から平成30年度までに完成した南島原市発注工事（土木一式工事又は水道施設工事（管理設工事に限る。））の元請としての施工実績 | 1件の最終契約額5千円以上 | 3 |
| | | 1件の最終契約額3千円以上 | 2 |
| | | 1件の最終契約額1千円以上 | 1 |
| | | 1件の最終契約額1千円未満 | 0 |

(2) 技術資料作成要領

①技術資料

| 様式 | 作成要領及び特記事項 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (特別簡易型) 試行要領運用 指針4 様式第3号 | <p>1) 作成要領</p> <p>①様式には押印すること。</p> <p>②「4(1) 評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>③「4(1) 評価基準」に基づき、各評価項目の得点を記載すること。</p> <p>④添付資料-1、添付資料-2、その他「4(1) 評価基準」を証明する資料を添付すること。</p> <p>⑤添付資料-1については、工事完成確認書及び工事成績評定通知書を添付すること。</p> <p>2) 特記事項</p> <p>①押印がない者の提出した技術資料は無効とする。</p> <p>②添付資料により「4(1) 評価基準」が確認できないものについては、評価しない。</p> <p>③評価は提出された技術資料により行い、申請得点は参考とする。</p> |

(3) 技術資料の提出方法

| 提出方法 | 提出部数 |
|--------|-------------------------------|
| 持参のみ受付 | 紙2部（原本1部、写し1部）、うち1部（写し）は受付後返却 |

(4) 技術資料として次の書類を提出すること。

共通事項書（特別簡易型）4(2)のア、添付資料1、添付資料2

5 入札等担当部局

| 区分 | 担当内容 | 担当部局 | 電話番号等 | 住所 |
|----------|---------------------|------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 入札担当課 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 南島原市総務部 管財契約課 | TEL 0957-73-6626 FAX 0957-82-3086 | 〒859-2211 南島原市西有家町里坊 96番地2 |
| 工事・技術担当課 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | 南島原市建設部 建設課 | TEL 0957-73-6675 FAX 0957-85-3136 | 〒859-2412 南島原市南有馬町乙 1023番地 |

6 入札日程

| | | |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 【交付について】 申請書等及び技術資料様式、 入札説明書の交付期間及び 方法 | 【交付期間】 令和元年 6月21日(金曜日)から 令和元年 6月28日(金曜日)まで | 書類様式はホームページよりダウンロード 入札説明書は入札情報システムからダウンロード |
| 【提出について】 申請書等及び技術資料の提出 期間、場所及び方法 | 【提出期間】 令和元年 6月21日(金曜日)から 令和元年 6月28日(金曜日)まで | 5の入札担当課へ持参 |
| 技術資料に係る ヒアリング | 必要に応じて実施する。 | 5の入札担当課にて実施 |
| 競争参加資格確認結果の通知 期限及び方法 | 令和元年 7月 2日(火曜日) | 5の入札担当課にて交付 |
| 【質問について】 入札説明書に関する質問期 間及び場所 | 【質問期間】 令和元年 6月21日(金曜日)から 令和元年 7月 5日(金曜日)まで | 5の工事・技術担当課へファクシミリ又は 持参 ファクシミリの場合は質問書原本を入札 時に持参すること |
| 上記回答期限及び回答方法 | 令和元年 7月 9日(火曜日)まで | 質問があった場合は入札情報システムに 掲載 |
| 上記回答に関する再質問期 限及び方法 | 上記回答期限の翌日の正午まで (土日、祝日の場合はその翌日) | 5の工事・技術担当課へファクシミリ又は 持参 ファクシミリの場合は質問書原本を入札 時に持参すること |
| 上記再質問の回答期限及び 方法 | 上記再質問期限の翌日の正午まで (土日、祝日の場合はその翌日) | 再質問があった場合は入札情報システム に掲載 |
| 工事内訳書の提出方法 | 入札書に添付し、入札用封筒に 同封すること | |
| 入札 及び 開札 (日時・場所) | 令和元年 7月12日(金曜日) 14時00分から | 西有家あけぼの会館 1階 多目的室 長崎県南島原市西有家町須川98番地1 電話 0957-73-6742 |
| 配置予定技術者に係る通知 書の提出期間、場所及び方法 | 落札者仮決定通知の翌日から 起算して 3日以内 | 5の入札担当課へ持参 |

(注1) 上記の期間は、特に定めがない場合は、南島原市の休日を守る条例(平成18年南島原市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く8時30分から17時15分までとする。

(来所する場合は正午から13時までを除く)

(注2) 質問者はファクシミリの場合、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈又は質問回答書に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。質問回答書に対する再質問についても締切日以降の再質問は受け付けない。

7 入札説明書に関すること

(1) 入札説明書の取得については、本公告2の資格保有者のみとする。

(2) 入札説明書は、自社で南島原市入札情報システムから取得すること。取得した入札説明書を他人に譲渡、販売、貸与した者は入札に参加できない。

8 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は実施要綱第 14 条から第 16 条の規定及び南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 174 号）第 11 条、第 12 条の規定に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

（1）落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「配置予定技術者の能力」、「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、「（3）総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに応札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で応札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とするときがある。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点（技術資料を全て提出し、適切であれば与えられる点数。）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

（2）総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = 「(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}」 \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = 「(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格}」 \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = 「(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格}))」 \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、表示は小数 3 位までとする。（小数 4 位を四捨五入）

2) 標準点と加算点

標準点は 100 点とし、加算点は 10 点満点とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値} / \text{評価項目毎の満点の合計値} \times 10 \text{ 点}$$

4) 評価の基準

4 (1) の評価基準による。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由または不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

| | | |
|---------------------------|-------------------|---------|
| 入札参加資格がないとされた理由に関する不服申立期限 | 令和元年 7月 4日(木曜日)まで | 5の入札担当課 |
| 上記回答期限 | 令和元年 7月 8日(月曜日) | |

10 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

11 入札の無効

南島原市契約規則（平成18年3月31日規則第44号）第9条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

- (1) 共通事項書（特別簡易型）10に定める基準及び工事費内訳書取扱要領（平成28年4月1日付け28南管財第42号）に定める基準に該当していると認められる場合
- (2) 南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成25年8月1日付け25南管財第473号）に定める基準に該当していると認められる場合

12 その他

- (1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（特別簡易型）のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書（特別簡易型）は、南島原市ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <http://www.city.minamishimabara.lg.jp>
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
5の入札担当課
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
5の工事・技術担当課